

令和 年 月 日

保護者様

佐渡市立相川中学校
校長 中田 浩司

出席停止期間及び登校連絡票の提出について（お願い）

お子さんが現在かかっている インフルエンザ ・ 新型コロナウイルス感染症 ・ その他
(病名: _____), 学校保健安全法により, 他の児童に感染するおそれのある期間は出席停止となり, 登校できないことになっています。出席停止の期間は, 裏面を参照してください。ただし, 病状等により, 医師において感染のおそれがないと認めたときにはこの限りではありません。(出席停止期間は, 欠席扱いにはなりません。)

病気が回復し登校される際に, 下記「登校連絡票」を保護者等が記入のうえ, 学校へ提出してください。
医療機関からの記入は必要ありません。

療養後登校するに当たっては, 診断時に医師から再受診の指示があった場合は, それに従ってください。

----- きりとり -----

佐渡市立相川中学校校長 様

登校連絡票

出席停止となっていましたが, 症状が回復しましたので, 本日より登校させます。

- 1 年 組 児童生徒氏名 _____
- 2 病名 _____
- 3 医療機関名 _____
- 4 発症日 令和 年 月 日 _____
- 5 解熱(軽快)した日 令和 年 月 日 (インフル・コロナのみ) _____
- 6 医師の指示内容 _____
- 7 登校日の朝の体温 _____℃

令和 年 月 日 保護者名 _____

＜インフルエンザ＞・発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで

インフルエンザの出席停止期間について

学校保健安全法・行規則第19条により、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後2日経過するまで」と定められています。

[illegible]

＜新型コロナウイルス感染症＞

- ・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す

- ・無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

学校保健安全法施行規則第19条により、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」と定められています。

[illegible]